

第一〇四回

参第四号

林業労働法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 林業労働計画（第三条 - 第六条）
- 第三章 林業労働者及び林業事業者の登録等
 - 第一節 専業労働者及び兼業労働者の登録（第七条 - 第十二条）
 - 第二節 常用労働者証明書の交付（第十三条 - 第十五条）
 - 第三節 林業事業者登録簿（第十六条・第十七条）
- 第四章 林業労働者の雇用（第十八条 - 第二十六条）
- 第五章 雇用促進事業団の業務（第二十七条 - 第五十三条）
- 第六章 振動障害の予防等（第五十四条 - 第六十三条）
- 第七章 雑則（第六十四条 - 第八十条）
- 第八章 罰則（第八十一条 - 第八十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、森林の有する諸機能の発揮のために欠くことのできない役割を担っている林業労働者が雇用状態、労働条件等につき他の労働者に比較して低位にある実情にかんがみ、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講じ、もつて林業労働者の地位の向上を図るとともに、林業に必要な労働力を確保することにより山村地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 林業 森林において行う次に掲げる事業をいう。
 - イ 立木竹の伐採及び搬出の事業
 - ロ 造林又は育林の事業
 - ハ 造林のための種苗の採取又は育成の事業
 - ニ 林道の整備の事業
 - ホ 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業
 - ヘ イからホまでの事業に附帯する事業
- 二 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 三 林業事業者 林業労働者を雇用して林業を行う者をいう。

- 四 林業労働者 林業の業務に従事する労働者をいう。
- 五 常用労働者 同一の林業事業体に常時雇用される林業労働者をいう。
- 六 専業労働者 常用労働者以外の林業労働者で、一年間に通常九十日以上雇用され林業の業務に従事するものをいう。
- 七 兼業労働者 常用労働者及び専業労働者以外の林業労働者で、時季を定めて一年間に通常三十日以上雇用され林業の業務に従事するものをいう。

第二章 林業労働計画

(全国林業労働計画)

第三条 労働大臣は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全及び衛生の確保並びに福祉の増進に関し基本となるべき事項について、五年ごとに、十五年を一期とする全国林業労働計画を策定しなければならない。

2 全国林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 林業労働者の雇用の動向に関する事項
- 二 林業労働者の雇用の安定を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 林業労働者の労働条件の改善を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
- 四 林業労働者の安全及び衛生の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
- 五 林業労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、全国林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、農林水産大臣と協議するとともに、中央職業安定審議会及び中央労働基準審議会並びに都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 労働大臣は、全国林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、その計画を農林水産大臣及び都道府県知事に通知しなければならない。

5 労働大臣は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国林業労働計画を変更することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県林業労働計画)

第四条 都道府県知事は、全国林業労働計画に即して、毎年、当該都道府県の区域内の市町村の長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定しなければならない。

2 都道府県林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域における林業の事業の量
- 二 当該都道府県における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項
- 三 当該都道府県における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項

3 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、地方職業

安定審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定するには、労働大臣の承認を受けなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長及び関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、都道府県林業労働計画を変更することができる。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(市町村林業労働計画)

第五条 政令で定める面積以上の森林がその区域に存在する市町村の長は、毎年、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に関し必要な事項について、市町村林業労働計画を策定しなければならない。

- 2 市町村林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該市町村の区域における林業の事業の量
 - 二 当該市町村における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項
 - 三 当該市町村における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項
- 3 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮しなければならない。
- 4 市町村長は、市町村林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、当該市町村に係るを有する森林所有者の代表者、林業事業体の代表者、林業労働者の代表者、公共職業安定所長、労働基準監督署長及び市町村長が必要と認める者をもつて構成する協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村長は、市町村林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 都道府県知事は、市町村長が策定した市町村林業労働計画について必要な調整をすることができる。
- 7 市町村長は、都道府県知事により調整を受けた市町村林業労働計画を公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 市町村長は、労働力の需要供給の状況等の著しい変動があつたため必要と認めるときは、市町村林業労働計画を変更することができる。
- 9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。

(林業に係る他の計画との調整)

第六条 この章に定める林業労働計画は、林業労働者の雇用の安定に資するように、林業に係る他の計画と調整がなされたものでなければならない。

第三章 林業労働者及び林業事業体の登録等

第一節 専業労働者及び兼業労働者の登録

(登録)

第七条 公共職業安定所長(林業の業務が著しく少ない区域を管轄する公共職業安定所として労働大臣が定める公共職業安定所の長を除く。)は、当該公共職業安定所の管轄区域内で行われる林業の業務に主として従事することを希望する林業労働者(常用労働者を除く。)につき、専業労働者及び兼業労働者別に、その氏名、その者が主として従事することを希望する労働省令で定める業務の種類、兼業労働者にあつては林業の業務に従事することを希望する時季その他労働省令で定める事項を、林業労働者登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録(以下「林業労働者の登録」という。)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

第八条 林業労働者の登録は、毎年三月三十一日(登録の日が四月一日以降の日であるときは、翌年の三月三十一日)までにその更新を受けなければ、その効力を失う。

(登録の拒否)

第九条 公共職業安定所長は、第七条第二項の規定により申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、林業労働者の登録をしないことができる。

- 一 その者が主として従事することを希望する業務に従事するために必要な能力を有しないことが明らかな者
- 二 現に林業労働者の登録を受けている者
- 三 第十一条第一項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消の日から一年を経過していない者

2 公共職業安定所長は、前項第一号の規定による登録の拒否をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。

3 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

(林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳)

第十条 公共職業安定所長は、林業労働者の登録をしたときは、その登録した林業労働者(以下「登録林業労働者」という。)に林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を交付する。

2 登録林業労働者は、林業の業務に従事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 登録林業労働者は、林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録の取消し)

第十一条 公共職業安定所長は、登録林業労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことをしばしば拒んだとき。
 - 二 前条第二項の規定に違反して、林業労働者登録証明書の携帯をしばしば怠つたとき。
 - 三 前条第三項の規定に違反したとき。
 - 四 第二十二條第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき。
 - 五 偽りその他不正の行為により林業労働者の登録を受けたとき。
 - 六 偽りその他不正の行為により雇用保障手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- 2 公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消しをしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。
 - 3 第九條第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(労働省令への委任)

第十二條 この節に定めるもののほか、登録事項の変更、登録の更新、登録の取消し、登録の抹消その他林業労働者の登録に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二節 常用労働者証明書の交付

(常用労働者証明書の交付)

第十三條 林業事業体は、その雇用する労働者を常用労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

- 2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

第十四條 林業事業体は、前条第二項の規定により常用労働者証明書の交付を受けたときは、当該常用労働者証明書に係る常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

- 2 常用労働者は、林業の業務に従事するときは、常用労働者証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 常用労働者は、常用労働者証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(労働省令への委任)

第十五條 この節に定めるもののほか、常用労働者証明書の交付、再交付、返納その他常用労働者証明書に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三節 林業事業体登録簿

(林業事業体登録簿)

第十六條 林業事業体は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、その事業内容を明らかにする事項を届け出なければならない。

第十七條 公共職業安定所長は、前条の届出があつたときは、労働省令で定めるところに

より、当該届出に係る事項につき、林業事業体登録簿を作成し、林業労働者の閲覧に供するものとする。

第四章 林業労働者の雇用

(林業労働者の雇用)

第十八条 林業事業体は、林業の業務を行う場所を管轄する公共職業安定所の紹介を受けて林業の業務に使用するために雇い入れた者でなければ、林業労働者（常用労働者を除く。以下この章（第二十四条を除く。）において同じ。）として林業の業務に使用してはならない。ただし、公共職業安定所に林業労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては林業労働者を雇い入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 林業事業体は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を林業労働者として林業の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第十九条 林業事業体は、その雇用する林業労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間（これらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間）を超えて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る期間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

(雇用期間に関する指示)

第二十条 公共職業安定所長は、登録林業労働者の需要供給を調整するために必要があると認めるときは、林業事業体が雇い入れ、又は引き続き雇用しようとする林業労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(林業労働者の紹介)

第二十一条 公共職業安定所は、林業事業体の申し込んだ林業労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録林業労働者を紹介するものとし、登録林業労働者以外の林業労働者は、登録林業労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

(登録林業労働者の出頭等)

第二十二条 登録林業労働者は、公共職業安定所長が林業の業務に紹介を行うため指示した場合には、公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病、負傷その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 公共職業安定所長は、登録林業労働者が前項の規定により出頭したときは、林業労働者手帳の提出を求め、その者に対する林業の業務への紹介に関する事項その他労働省

令で定める事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還するものとする。

(紹介停止)

第二十三条 公共職業安定所長は、林業労働者に係る求人の申込みをした林業事業者が、正当な理由がなくその求人について公共職業安定所の紹介した登録林業労働者を雇い入れなかつたときは、一月以内の期間を定め、その期間、その求人の申込みをした林業事業者に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

第二十四条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該林業事業者に紹介する林業労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、六月を超えない範囲内で労働省令で定める期間、当該林業事業者に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

一 林業事業者の雇用する林業労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二 林業事業者が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。

(実施の基準)

第二十五条 第十九条の規定による承認、第二十条の規定による指示、第二十一条の規定による林業労働者の紹介又は第二十三条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によつてしなければならない。

(労働省令への委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、第十九条の規定による承認、第二十条若しくは第二十二条第一項の規定による指示又は第二十一条の規定による林業労働者の紹介に関し必要な手続は、労働省令で定める。

第五章 雇用促進事業団の業務

(業務の範囲)

第二十七条 雇用促進事業団(以下この章において「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 登録林業労働者に対して雇用保障手当を支給すること。

二 林業労働者に対して健康診断を行うこと。

三 納付金の徴収を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(雇用保障手当の支給)

第二十八条 事業団は、次の各号に掲げる登録林業労働者に対して、当該各号に定める額の雇用保障手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

一 第七条第一項の規定による登録を受けた専業労働者(以下この条において「登録専業労働者」という。)のうち、その年の四月一日から翌年三月三十一日までの期間において林業の業務に就いた日数(以下この条において「本年度就業日数」という。)が九十日未満である者で前年四月一日からその年の三月三十一日までの期間に

において登録林業労働者として林業の業務に就いた日数（以下この条において「前年度就業日数」という。）が三十日以上九十日以下であるもの 雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

二 登録専門労働者のうち、本年度就業日数が九十日未満である者で前年度就業日数が九十日を超えるもの 雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額と雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から九十日を差し引いた日数を乗じて得た額を合算した額

三 登録専門労働者のうち、本年度就業日数が九十日以上である者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの 雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

四 第七条第一項の規定による登録を受けた兼業労働者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの 雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数（本年度就業可能日数が前年度就業日数より少ないときは、本年度就業可能日数）から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

2 前項に規定する雇用保障手当日額は、本年度就業日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3 労働大臣は、前項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合には、雇用保障手当日額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三章第四節の規定によつて支給される日雇労働求職者給付金の日額を下回らないようにするとともに、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第四号に規定する本年度就業可能日数は、第七条第一項の規定により兼業労働者が登録を受けた林業の業務に従事することを希望する時季につき、労働省令で定めるところにより事業団が就業が可能であると決定する日数とする。

5 四月一日から翌年三月三十一日までの期間に林業労働者の登録を受けていない日がある場合における手当の支給についての特例、手当の支給の手續その他手当の支給に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（支給制限）

第二十九条 登録林業労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことを拒んだときは、事業団は、当該業務に係る就業すべき日数に応じて労働省令で定めるところにより手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第三十条 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた林業事業体の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その林業事業体に支給を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第四十条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

(健康診断)

第三十一条 事業団は、登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回(チェーンソー又は刈払機を使用する登録林業労働者にあつては、六月以内ごとに一回)、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行うものとする。

2 事業団は、チェーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断(以下「特殊健康診断」という。)を行うものとする。

3 前項の特殊健康診断は、第一項の健康診断に併せて行うことができる。

第三十二条 事業団は、チェーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者が振動障害の症状を訴えたときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者に対し、速やかに、特殊健康診断を行うものとする。

(納付金)

第三十三条 事業団は、第二十七条第一号及び第二号の業務に要する費用に充てるため、同条第三号の納付金を徴収する。

2 前項の納付金は、政令で定める面積以上の森林の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者が負担する。ただし、第二十七条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金は、林業事業体のみが負担する。

3 森林所有者が負担すべき納付金の額は、当該森林所有者がその所有する立木を売り渡したとき(森林の土地の権原とともに売り渡したときを除く。)の立木の売渡価格(当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採時の山元における立木価格)に千分の十五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

4 林業事業体が負担すべき納付金の額は、各月につき、第二十七条第一号の業務に要する費用に充てるための納付金として第一号に掲げる額と同条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金として第二号に掲げる額を合算した額とする。

一 林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した登録林業労働者に支払う賃金の各月における総額に千分の三十を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額

二 五十円以内で労働大臣が定める金額に林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した林業労働者の各月における労働省令で定める方法により算出した延数を乗じて得た額

5 登録林業労働者が負担すべき納付金の額は、その者が林業の業務に従事するために雇用されて支払を受けた賃金の支払の基礎となつた日につき、賃金の日額に千分の五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

6 労働大臣は、前三項の金額及び率を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

7 労働大臣は、第三項から第五項までの金額及び率を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(納付金の納付)

第三十四条 森林所有者は、納付金を納付する義務を負う。

2 森林所有者は、納付金を、立木を売り渡した日(当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採した日)から三月以内に納付しなければならない。

第三十五条 林業事業体は、その雇用した登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担する納付金を納付する義務を負う。

2 林業事業体は、その月に賃金を支払った登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担するその月分の納付金を、翌月末日までに納付しなければならない。

(賃金からの納付金控除等)

第三十六条 林業事業体は、登録林業労働者に賃金を支払う都度、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、林業事業体は、登録林業労働者にその旨を告げなければならない。

2 林業事業体は、林業の業務に使用するために登録林業労働者を雇用したときは、林業労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還しなければならない。

(納付金の還付等)

第三十七条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額を超えることを知つたときは、労働省令で定めるところにより、その超える額を、その森林所有者又は林業事業体に還付し、又はその納付金が納付された日の属する月の翌月から起算して六月を超えない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充当することができる。

(追徴金)

第三十八条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

一 森林所有者又は林業事業体が、偽りその他不正の行為により、その納付すべき納付金を納付せず、又はその納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したときその納付しなかつた額に百分の二十五を乗じて得た額

二 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、森林所有者又は林業事業体はその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(繰上徴収)

第三十九条 森林所有者又は林業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

- 一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。
- 二 強制執行を受けるとき。
- 三 破産の宣告を受けたとき。
- 四 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。
- 五 競売の開始があつたとき。
- 六 法人である森林所有者又は林業事業者が解散したとき。
- 七 登録林業労働者が使用される事業所を廃止したとき。

(納付金等の督促及び滞納処分)

第四十条 納付金その他この章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定によつて督促をするときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合(前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く。)において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
- 3 第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、市町村(特別区のある地においては特別区。以下同じ。)は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。
- 4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることができる。

(延滞金)

第四十一条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(先取特権の順位)

第四十二条 納付金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(納付金事務組合)

第四十三条 林業事業体の団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ。）は、その構成員である林業事業体の委託を受けて、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に関する事項（以下「納付金事務」という。）を処理することができる。

- 2 林業事業体の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。
- 3 前項の認可を受けた林業事業体の団体（以下「納付金事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業団に届け出なければならない。
- 4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行うべき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。
- 5 労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

第四十四条 納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該林業事業体に対してすべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第四十五条 第四十三条第一項の委託に基づき、林業事業体が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業団に対してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

- 2 第三十八条又は第四十一条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度において、当該納付金事務組合は、事業団に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。
- 3 事業団は、前二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他この章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該林業事業体から徴収することができる。

第四十六条 納付金事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する納付金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

（時効）

第四十七条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び納付金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

- 2 事業団が労働省令で定めるところによつてする納付金その他この章の規定による徴収

金の納入の告知又は第四十条第一項の規定（第三十条第二項において準用する場合を含む。）による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

（譲渡等の禁止）

第四十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（区分経理）

第四十九条 事業団は、第二十七条に規定する業務（以下「林業労働者福祉業務」という。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

（国の補助）

第五十条 国は、事業団に対し、第二十七条第一号の業務に要する費用の三分の一に相当する金額を補助する。

2 国は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第二十七条第二号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

（監督）

第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、事業団に対し、林業労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（準用）

第五十二条 雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十七条第三号の業務のうち納付金の出納に関する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は林業労働者福祉業務について準用する。

（雇用促進事業団法の特例等）

第五十三条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、林業労働者福祉業務及び第四十九条の規定による特別の会計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前条において準用する同法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十一条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第六章 振動障害の予防等

（林業事業体の責務）

第五十四条 林業事業体は、林業労働者の振動障害を予防するため、事業に必要な数の低

振動のチェーンソー及び刈払機の備付け、適当な休息時間の確保、チェーンソー又は刈払機を使用する作業とそれ以外の作業との適当な組合せ、高年齢者、女子等によるチェーンソー又は刈払機の使用についての適当な配慮その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(出来高払制の禁止)

第五十五条 林業事業者は、チェーンソー又は刈払機を使用する作業に林業労働者を出来高払制で使用してはならない。

(チェーンソー等の操作時間等)

第五十六条 林業労働者の振動障害を予防するため、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づく労働省令でチェーンソー及び刈払機の操作時間、使用方法その他必要な事項を定めるものとする。

(健康診断の受診義務等)

第五十七条 林業労働者は、第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けなければならない。ただし、雇用促進事業団の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を雇用促進事業団に提出したときは、この限りでない。

2 林業事業者は、その雇用する林業労働者が第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けることについて適切な配慮をしなければならない。

(通知)

第五十八条 雇用促進事業団は、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その結果を当該健康診断を受けた林業労働者を雇用する林業事業者に通知しなければならない。前条第一項ただし書に規定する書面を受け取つたときも、同様とする。

(適切な措置)

第五十九条 林業事業者は、第三十一条第一項及び第二項、第三十二条並びに第五十七条第一項ただし書の健康診断の結果、振動障害の予防その他林業労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該林業労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置を講じなければならない。

(国の援助)

第六十条 国は、林業労働者の振動障害を予防するため、低振動のチェーンソー及び刈払機の導入その他につき必要な援助に努めるものとする。

(療養施設等)

第六十一条 国は、振動障害にかかった林業労働者(次項において「振動障害者」という。)の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに

関する施設の設置及び運営その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

2 国は、振動障害者の福祉を増進するため、振動障害者の療養生活の援護、振動障害者が必要とする資金の貸付けその他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(雇用の安定)

第六十二条 国は、振動障害の症状が軽快しチェーンソー又は刈払機を使用する作業以外の作業ができるようになった林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる林業事業体に対し、必要な助成及び援助を行うように努めなければならない。

(職業訓練)

第六十三条 国は、振動障害の症状が軽快した林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第七草 雑則

(林業事業体の努力義務)

第六十四条 林業事業体及びその団体は、常用労働者の雇用の促進、林業労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他林業労働者の雇いを安定させるために必要な措置を講ずることにより、林業労働者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

2 林業事業体及びその団体は、すべての林業労働者が労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度の適用を受けることとなるように、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(林業事業体の団体)

第六十五条 林業事業体は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善及び福祉の増進につき、林業事業体の指導及び連絡を目的とする林業事業体の団体を組織するように努めなければならない。

(労働条件の基準の協議)

第六十六条 林業事業体の団体は、登録林業労働者の労働条件の基準について、当該登録に係る公共職業安定所の管轄区域内に、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては登録林業労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。

(労働保険制度等の検討)

第六十七条 政府は、林業労働者の特殊な雇用形態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(健康診断に関する秘密の保持)

第六十八条 第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た林業労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(都道府県知事の権限)

第六十九条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(報告の徴収等)

第七十条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、林業事業体若しくは林業労働者に対し、常用労働者証明書の交付、林業労働者の登録その他の事項について報告を求め、又はその職員に、林業事業体の事務所に立ち入り、林業労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十一条 雇用促進事業団は、雇用保障手当の支給及び納付金の徴収に関して必要な限度において、労働省令で定めるところにより、森林所有者、林業事業体、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であつた林業事業体の団体又は登録林業労働者に対し、立木の売渡し、登録林業労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を求めることができる。

第七十二条 労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項について報告を求め、又はその職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 第七十条第二項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、公共職業安定所又は林業労働者の登録を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る林業労働者の戸籍に関して無料で証明を行うことができる。

(雇用保障手当の支給等に関する不服申立て)

第七十四条 雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分に対する不服がある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第

百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第七十五条 納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服理由の制限)

第七十六条 林業労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用保障手当の支給又は納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分についての不服の理由とすることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 林業労働者の登録に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する都道府県知事の裁決を、雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)

第七十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(職権の委任)

第七十九条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(適用除外)

第八十条 第三章第二節及び第三節の規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

第八章 罰則

第八十一条 林業事業者が第五十五条の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 森林所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

2 林業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第十九条の規定に違反したとき。

二 第三十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付

しなかつたとき。

三 前項第二号に該当するとき。

3 納付金事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第四十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に関する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

三 第一項第二号に該当するとき。

四 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

4 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 林業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十八条第二項の規定に違反したとき。

二 第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十四条 林業事業者が第十四条第一項の規定に違反したときは、五万円以下の罰金に処する。

2 林業労働者その他の関係者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第三項の規定に違反して、林業労働者登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

二 前条第二号に該当するとき。

三 第七十二条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十五条 法人（法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない納付金事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六条 登録林業労働者が第八十二条第一項第二号に該当するときは、十万円以下の過料に処する。

2 登録林業労働者が第十条第二項の規定に違反したとき、又は常用労働者が第十四条第二項若しくは第三項の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十八条の規定の施行の際現に林業事業体に雇用され林業の業務に従事している者は、当該林業事業体に引き続いて雇用される限り、当該林業事業体が公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者とみなす。

(労働基準法の一部改正)

第三条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「農林の事業」を「農業の事業」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六の二 森林の竹木の植栽、保育、管理又は伐採の事業その他林業の事業

第九十八条第二項中「労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）」の下に「及び林業労働法（昭和六十一年法律第 号）」を加える。

(職業安走法の一部改正)

第四条 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）」の下に「、林業労働法（昭和六十一年法律第 号）」を、「地方職業安定審議会は」の下に「林業労働法の施行に関する重要事項その他」を加える。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第五条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六十五条第一項」の下に「及び林業労働法（昭和六十一年法律第 号第七十四条第一項）」を加える。

第七条第二項中「第六十五条第一項」の下に「及び林業労働法第七十四条第一項」を加える。

第二十五条第二項中「第六十五条第一項の規定による再審査請求の事件及び」を「第六十五条第一項及び林業労働法第七十四条第一項の規定による再審査請求の事件並びに」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 林業労働法（昭和六十一年法律第 号）の規定により登録林業労働者として負担する

納付金

（印紙税法の一部改正）

第七条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

「 港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第三号（定義）に規定する事業主
--	----------------------

を

「 港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第三号（定義）に規定する事業主
林業労働法（昭和六十一年法律第 号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体

に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第八条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）」の下に「、林業労働法（昭和六十一年法律第 号）」を加える。

第五条第五十三号の次に次の二号を加える。

五十三の二 林業労働法に基づいて、全国林業労働計画を定めること。

五十三の三 林業労働法の施行に関して、林業事業体、林業労働者その他の関係者に必要な事項についての報告を求めること。

第十条第一項中「港湾労働法」の下に「、林業労働法」を加える。

理 由

森林のもつ諸機能の維持増進のため必要不可欠な役割を担っている林業労働者が、雇用状態、労働条件、職業病対策等につき他の労働者に比較して低位にある実情にかんがみ、林業労働計画を策定し、林業労働者について登録制度を設け、公共職業安定所による紹介を行い、その他雇用保障手当の支給、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講ずることにより林業労働者の地位の向上を図るとともに、林業に必要な労働力を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約百億円の見込みである。